

青森市小学校給食センター等整備運営事業

特定事業の選定

平成 23 年 5 月 20 日

青 森 市

青森市（以下「市」という。）は、青森市小学校給食センター等整備運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき実施することとし、同法第 5 条の規定により実施方針を策定し、平成 22 年 11 月 17 日に公表したところである。

このたび、PFI 法第 6 条の規定に基づき本事業を特定事業として選定したので、同法第 8 条の規定により、特定事業の選定にあたっての評価の結果を公表する。

1 事業概要

(1) 事業の手法

本事業の実施にあたっては、PFI 手法により実施し、ライフサイクルコストの削減を図るとともに、民間事業者の創意工夫や豊富なノウハウの発揮と、献立作成や食材調達を行う市とのパートナーシップにより、より良質で効率的な給食を提供することを目的として行うものであり、次に掲げる事項を十分に踏まえ、事業を実施するものとする。

ア 維持管理業務及び運営業務については、「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）及び大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）に適合するとともに、HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）の概念を取り入れた確実な衛生管理の下で、安全でおいしい給食を提供する。

イ 食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の供給にも対応した施設とし、これに応じた給食の運営等システムを構築する。

ウ 高効率の節水・節電システムなどを導入することで、省エネルギー化を図るとともに、市が負担する光熱水費の削減など、環境負荷の低減に配慮した施設設備等を整備する。

エ 児童の食に関する正しい理解と望ましい食習慣の育成に資するような食器類の導入を図るなど、望ましい食環境の整備に努める。

オ 事業者の業務範囲に施設等の整備及び維持管理業務のみならず、給食の運営業務（調理業務等を含む。）を加えることにより、より高いVFM（Value for money）を獲得するとともに、財政支出の削減を図る。

(2) 事業の内容

ア 施設概要

(ア) 事業用地 青森市大字三内字丸山 393 番地 261

(イ) 敷地面積 16,158.28 m²（小学校給食センター対象地：約 8,030 m²）

(ウ) 小学校給食センター

・提供食数 1 日当たり約 12,000 食

・対象学校 34 校（現在の共同調理場方式の小学校 30 校、単独校方式の小学校からの集約分 4 校（千刈、大野、戸山西、久栗坂小学校））

(エ) 中学校給食センター（既設）

・提供食数 1 日当たり約 9,000 食

・対象学校 19校（現在の共同調理場方式の中学校）
その後、耐用年数を勘案し、食数の推移を見ながら、順次単独校方式の小学校等を給食センターへ集約していく。

イ 事業方式

P F I法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行う B T O（Build TransferOperate）方式とする。

ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- (ア) 設計・建設期間 平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月（2 年間）
- (イ) 開業準備期間 平成 26 年 1 月～平成 26 年 3 月（3 ヶ月間）
- (ウ) 維持管理・運営期間 平成 26 年 4 月～平成 41 年 3 月（15 年間）

なお、平成 41 年 4 月以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見をききながら、市が事業期間内に決定する。

エ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

【小学校給食センター】

- (ア) 設計業務
 - ・各種調査（敷地測量・地質調査等）
 - ・設計（建築本体設計、厨房設備設計）
 - ・設計図書の作成
 - ・設計に伴う各種申請手続き
- (イ) 工事監理業務
- (ウ) 建設業務
 - ・建設工事
 - ・調理設備、備品等の調達・設置
 - ・工事に伴う近隣対策
 - ・建設に伴う各種申請手続き
 - ・完成図書の作成
- (エ) 運営備品等調達等業務
- (オ) 開業準備及び引渡業務
 - ・開業準備業務
 - ・引渡業務
- (カ) 維持管理業務
 - ・建築物保守管理業務

- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 厨房設備保守管理業務
- ・ 各種備品等保守管理業務
- ・ 外構等保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ エネルギー管理支援業務
- ・ 警備業務

(†) 運営業務

- ・ 調理等業務
- ・ 衛生管理業務
- ・ 洗浄・残菜等処理業務
- ・ 広報・食育支援業務
- ・ 配膳業務
- ・ 配送・回収業務

【中学校給食センター】

(ク) 運営備品等調達等業務

(ケ) 開業準備及び引渡業務

- ・ 開業準備業務
- ・ 引渡業務

(コ) 維持管理業務

- ・ 各種備品等保守管理業務
- ・ 外構等保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ エネルギー管理支援業務
- ・ 警備業務

(カ) 運営業務

- ・ 調理等業務
- ・ 衛生管理業務
- ・ 洗浄・残菜等処理業務
- ・ 広報・食育支援業務
- ・ 配膳業務
- ・ 配送・回収業務

オ 事業者の収入

- (ア) 建設一時支払金
- (イ) 割賦料
- (ウ) 委託料

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的な考え方

市は、市自らが本事業を実施する場合に比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。具体的には、以下について評価を行う。

- ア 市の財政負担見込額による定量的評価
- イ P F I 事業として実施することの定性的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

(2) 市の財政負担見込額による定量的評価

ア 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市自らが実施する場合及びP F I 事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

(ア) V F M算出のための項目

項目	対象	市自らが実施する場合(委託)	P F I 事業として実施する場合	算出根拠
		P S C の費用の項目	P F I - L C C の費用の項目	
利用者収入などの算出項目	-	-	-	
施設整備業務にかかる費用の算出項目	小学校給食センター	建設費 設計・監理費 調理備品費(初期) 配送車両費	建設費 設計・監理費 調理備品費(初期) 配送車両費 建中金利 開業準備費	<ul style="list-style-type: none"> ・ P S C の費用は既存給食センターの実績又は類似事例を踏まえて設定。 ・ P F I - L C C の費用は市自らが実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定。
運営業務にかかる費用の算出項目	小学校給食センター 中学校給食センター	人件費 調理備品費(更新) 配送経費 事務経費等	人件費 調理備品費(更新) 配送経費 事務経費等 S P C 経費等	<ul style="list-style-type: none"> ・ P S C の費用は既存給食センターの実績又は類似事例を踏まえて設定。 ・ P F I - L C C の費用は市自らが実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定。
維持管理業務にかかる費用の算出項目	小学校給食センター	点検・補修費 その他	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・ P S C の費用は類似事例を踏まえて設定。 ・ P F I - L C C の費用は市自らが実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定。

項目	対象	市自らが実施する場合（委託）	P F I 事業として実施する場合	算出根拠
		P S C の費用の項目	P F I - L C C の費用の項目	
資金調達にかかる費用の算出項目	-	交付金等 一般財源 起債	建設一時支払金 （交付金等・起債による） 資本金 借入金	<ul style="list-style-type: none"> ・ P S C の起債は交付金対象事業費から交付金等を控除した額に対し 90% を充当、及び施設整備業務にかかる費用から交付金等対象額を控除した額に対し 75% を充当。償還期間はそれぞれ 20 年（据置 3 年）、利率は起債の近年動向を踏まえて設定。 ・ P F I - L C C の建設一時支払金は、市に支給される交付金等とそれに伴う市負担分（起債で調達）による。資本金は、必要投資額の合計に対し事業者収益率を勘案して最適となるよう設定。また、借入金は償還期間 15 年、利率はプロジェクトファイナンスの近年動向を踏まえて設定。
その他の費用	-	-	アドバイザー費 モニタリング費 事業者収益等	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I - L C C については、P F I 事業実施に係るアドバイザー費、モニタリング費、S P C の収益などを計上。

(イ) V F M 検討の前提条件

項目	値	算出根拠
割引率	4.0% / 年	・ 費用対効果分析等において一般的に適用されている値を踏まえて設定
物価上昇率	-	・ 物価変動しない場合の V F M が算定対象
リスク調整値	-	・ 公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

イ 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、市自らが実施する場合と P F I 事業として実施する場合の財政負担を現在価値換算のうえ比較すると、V F M は以下のとおりである。

項目	値	備考
市が自ら実施（PSC）	7,883 百万円	・ 現在価値ベース
P F I 事業として実施（PFI-LCC）	7,415 百万円	・ 現在価値ベース
V F M（金額）	468 百万円	・ -
V F M（割合）	5.94 %	・ ÷

(3) P F I事業として実施することの定性的評価

本事業をP F I方式により実施する場合、市の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 給食サービスの向上

本施設の設計、建設、維持管理及び運營業務を事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）が十分に発揮され、当該敷地の有効活用や効率的かつ効果的な作業環境の創出が期待できる。これにより、食の安全の確実かつ継続的な確保や食育環境の改善等、さらなる給食サービスの向上が期待できる。

イ リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

ウ 財政の平準化

本事業に必要な費用を15年間にわたる維持管理及び運営期間を通してサービス対価を毎年一定額払うことから、財政支出を平準化することが可能になる。

(4) 事業者に移転するリスクの評価

P F I事業として実施する場合は、市自らが実施する場合に市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。

これらの移転リスクは、事業者が、市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、P F I事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、5.94%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業については、P F I事業として実施することが適当であると認められるため、P F I法第6条に基づく特定事業として選定するものである。

3 本事業に関する問合せ先

本事業に関する問合せ先は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| (1) 担当部署 | 青森市教育委員会事務局学校給食課 |
| (2) 住所 | 〒038-8505 青森市柳川二丁目1番1号 |
| (3) 電話 | (017)761-4801 |
| (4) F A X | (017)761-4530 |
| (5) 電子メールアドレス | gakko-kyushoku@city.aomori.aomori.jp |
| (6) ホームページ | http://www.city.aomori.aomori.jp/ |